

問 最近、副業をしたいと申し出る従業員が増えました。当社としても副業を認めようと考えていますが、どのように注意すればよいでしょうか。

質問に答えましょ

答 1、労働時間の通算について
労働基準法第38条に「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する」と規定されており、

また「事業場を異にする場合とは、事業主を異にする場合をも含む」と行政解釈に示されています。例えば、事業主Aのもとで5時間働き、同日のうちに事業主Bの元で4時間働く場合、通算すると9時間になりますから、法定労働時間を超える1時間が時間外労働になります。

この場合の時間外割増賃金の支払いは後から労働契約を締結した事業主側に発生します。後から労働契約を締結した事業主は、その労働者が他の事業場で労働していることを確認した上で契約を締結すべきという考え方によるためです。

したがって、使用者は労働者の副業・兼業先での労働時間を把握する必要があります。把握の方

要があります。把握の方法として、労働者に副業先・兼業先の就業時間を

また「事業場を異にする場合とは、事業主を異にする場合をも含む」と行政解釈に示されています。

例えば、事業主Aのもとで5時間働き、同日のうちに事業主Bの元で4時間働く場合、通算すると9時間になりますから、法定労働時間を超える1時間が時間外労働になります。

自己申告してもらい、記録することが挙げられます。

また、副業・兼業者の長時間労働による健康障害を防止する観点から、それぞれの事業場において

準法の事業主の災害補償責任を担保するものですから、保険給付額は実際には災害が発生した就業先から受けれる賃金のみを算定基礎にしています。

なお、労働者が一方の就業先から他方の就業先に移動する際に発生した災害は通勤災害として保険給付の対象になります。この場合の保険給付は、その移動の終点となる事業場の保険関係で行われます。

これらのはか、副業・兼業を行い20万円を超える副収入がある場合には、企業による年末調整ではなく個人による確定申告が必要になることや、社会保険の適用は事業所ごとに適用要件を判断しているため、複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者がいずれの事業所でも適用要件を満たさない場合、労働時間を合算すれば適用要件を満たすとしても社会保険は適用されないこともあります。この注意が必要です。

副業・兼業の促進に関するガイドライン

- 前書き・概要の説明
- 前書き・概要の読み方と内容
- 企業の概況
- 労働者の状況
- 前書き・概要に沿わざりの履行(労働時間について)

【参考】前書き

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」は、厚生労働省の「最新の動きをうけての取組」、「労働時間規制における現実的取組の検討会議」として企画されたものです。これは、労働・産業における効率化や効率化を目的としたものであり、労働時間規制の緩和による効率化を目指すものです。厚生労働省ホームページにてご覧ください。<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/sakai/nourei/2009/092110.html>



「副業・兼業の促進に関するガイドライン」パンフレット

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」パンフレットは、その移動の終点となる事業場の保険関係で行われます。

※ 厚生労働省のホームページから「副業・兼業の促進に関するガイドライン」パンフレットがダウンロードできます。

て時間外・休日労働の免除、抑制等を行うことが望まれます。

労働者が副業・兼業をしているかにかかわらず、労働者を一人でも雇用していれば労災保険加入手続きが必要です。

労災保険制度は労働基準法として、労働者に副業先・兼業先の就業時間を

なります。

兼業・副業を認める場合の注意点について

これらのはか、副業・兼業を行った場合には、企業による年末調整ではなく個人による確定申告が必要になることや、社会保険の適用は事業所ごとに適用要件を判断しているため、複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者がいずれの事業所でも適用要件を満たさない場合、労働時間を合算すれば適用要件を満たすとしても社会保険は適用されないこともあります。この注意が必要です。

副業・兼業をしている労働者が、それぞれの雇用関係で雇用保険被保険者要件を満たす場合であつても「その者が生計を維持するに必要な主たる賃金」を受ける雇用関係についてのみ被保険者と